

返還ガラス固化体輸送物の運搬に関する保安規定記載について

1. 返還ガラス固化体輸送物の運搬に関する保安規定への記載の必要性について

返還ガラス固化体輸送物の事業所外運搬に関しては、炉規制法第59条第2項の規定に基づいて運搬物の技術基準への適合を原子力規制庁殿にご確認いただいたうえで運搬を行っているが、従来の廃棄物事業管理規則における保安規定の記載事項には事業所外運搬について要求がなかったことから、現行の廃棄物管理施設保安規定には、返還ガラス固化体輸送物の事業所外運搬に関する活動については特に記載はしていなかった。

一方、新検査制度においては廃棄物事業管理規則にて保安規定の記載事項として事業所外運搬に関する項目が加わることから、返還ガラス固化体の事業所外運搬に関しても事業者として実施すべき活動について保安規定に記載する必要があると理解している。

2. 返還ガラス固化体輸送物の運搬に関する保安規定記載案について

上記の状況を踏まえ、廃棄物管理施設保安規定に返還ガラス固化体輸送物の事業所外運搬に関する活動について保安規定へ記載することとなったが、事業所外運搬に関する活動についての保安規定記載案については、現在、電力大にて検討がなされ原子力規制庁殿にご説明している状況であることから、これらの検討状況を参考に下記のとおり記載案を検討した。

○保安規定記載案（廃棄物管理施設保安規定）

（返還ガラス固化体の運搬）

1. 貯蔵管理課長は、返還ガラス固化体輸送物を事業所外から事業所内へ運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。
 - (1) 外観検査
 - (2) 吊上げ検査
 - (3) 重量検査
 - (4) 表面密度検査
 - (5) 線量当量率検査
 - (6) 収納物検査
 - (7) 温度測定検査
 - (8) 気密漏えい検査
 - (9) 圧力測定検査
2. 輸送技術課長は、返還ガラス固化体輸送物を事業所内において運搬する場合、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第20条に基づく「運搬確認証」および核燃料物質等車両運搬規則第22条に基づく「核燃料輸送物運搬確認証」を受領していることを運搬前に確認する。

○事業所内運搬および事業所外運搬に関する保安規定変更案(A,L,IP 型のみ)

改正前	改正後
<p>(事業所内の運搬)</p> <p>第 44 条 各課長等は、核燃料物質等を事業所内において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第 32 条に定める運搬に関する措置を講じる。</p> <p>2. 各課長等は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p>	<p>(事業所内の運搬)</p> <p>第 44 条 各課長等は、核燃料物質等を事業所内において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。 (5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。 (6) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (7) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 <p>2. 放射線安全課長は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>3. 第 1 項および第 2 項に従って運搬することが著しく困難な場合であつて、原子力規制委員会の承認を受けたときには、核燃料輸送物の容器等の表面における線量当量率が告示に定める値を超えていないこと。</p>
<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第 45 条 各課長等は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、標識の取付け等、外運搬規則及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第 45 条 各課長等は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、原子力規制委員会の定める低比放射性物質またはで表面汚染物あつて、専用積載として運搬する場合、または通常の運搬状態において、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられている場合については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。 (2) 核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。 (3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。 (4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。 <p>2. 放射線安全課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては 3 号を除く)を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 容器等の表面における線量当量率の最大値が法令に定める値を超えていないこと。 (2) 容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないこと。 (3) 容器等の表面から 1m 離れた位置における線量当量率の最大値が法令に定める値を超えていないこと。 <p>3. 第 1 項および第 2 項に従って運搬することが著しく困難な場合であつて、原子力規制委員会の承認を受けたときには、核燃料輸送物の容器等の表面における線量当量率の最大値が法令に定める値を超えていないこと。</p> <p>4. 各課長等は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p>